

議 長 追加日程第3「議案第22号松田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

委員長より報告願います。総務文教常任委員会委員長 古谷星工人君。

総務文教常任委員長 それでは報告させていただきます。

松田町議会議長 飯田一殿。令和4年3月10日、総務文教常任委員会委員長 古谷星工人。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、3月10日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和4年第1回議会定例会において付託された議案第22号松田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。本条例は常温保管ワクチンの誤接種に係る処分である。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。総務課長ほか関係職員出席のもと、詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査しました。

なお、附帯意見として、本件に関する処分は町長及び副町長のみにとどめられたい。

以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長ゝ報告は可決です。議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は委員長ゝ報告のとおり決定することに賛成の方ゝ起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。